

さいたま市長 12月定例記者会見

平成30年12月27日（木曜日）

午後1時30分開会

○ 進 行 定刻となりましたので、市長定例記者会見を始めさせていただきます。  
それでは、記者クラブ幹事社の埼玉新聞さん、進行をよろしく願いいたします。

○ 埼玉新聞 12月の幹事社を務めます埼玉新聞と申します。  
それでは、本日の記者会見内容について市長から説明をお願いします。

○ 市 長 皆さん、こんにちは。  
早いもので、今年も残すところあとわずかとなりました。本年も総合振興計画などをはじめ、さまざまな施策をスピード感を持って実行していくことを心がけ、取り組んでまいりましたが、あっという間に年末を迎えてしまったと感じております。

大みそかには、全国高校サッカー選手権大会の1回戦がNACK5スタジアム大宮で行われ、本市の浦和南高等学校が、強豪、東福岡高等学校と対戦いたします。練習の成果をいかに発揮し、2018年最後にうれしいニュースを届けてくれることを期待しております。

また、年末に向かい、今シーズン一番の強烈な寒気が入り、かなり冷え込むとの予想が出ております。空気も乾燥して、火災の起こりやすい状況も続いております。体調管理とともに、火の取り扱いにも十分に注意してほしいと思います。

それでは、本日の議題に移らせていただきます。

### 市長発表：議題1「平成30年度『さいたま市民意識調査』調査結果について」

それでは、議題1、「平成30年度さいたま市民意識調査」についてまとめましたので、報告させていただきます。

まず、「さいたま市民意識調査」の概要についてご説明したいと思います。  
調査には、「在住者調査」、「在勤者調査」がございますが、「在住者調査」は住民基本台帳に登録されました満18歳以上の方の中から居住区や年齢、男

女構成比、外国人構成比に基づき、無作為で抽出をいたしました5,000人の市民を対象としております。今年度は2,530人の方から回答いただき、回収率は50.6%でございます。

本日は、「在住者調査」の結果から主なものを説明したいと思います。まず初めに、こちらのグラフをご覧いただきたいと思います。まず、黄色い棒グラフのほうが「住みやすい」と感じる人の割合、厳密に言いますと、「住みやすい」、「どちらかという住みやすい」、これを合わせたものでございます。もう一つのこの緑色の折れ線グラフが「住み続けたい人」の割合でございまして、「住み続けたい」、「当分の間住み続けたい」、これを合わせた数字でございます。

平成30年度の「住みやすい」と感じる人の割合は84.2%、また「住み続けたい」と言っている市民の割合は86.1%でございまして、いずれも平成19年度からこの質問項目を入れて調査をしておりますが、開始以来、増加基調にございまして、いずれの数字も過去最高になっています。

「住みやすい」と感じる人の割合は、「さいたま市CS90運動」の目標値である90%まであと5.8%になります。平成30年度の「住み続けたい」、いわゆる定住意向が昨年度から3.2ポイント増加しております。この調査結果をもって上昇した要因を正確に分析することは困難でございますが、長期的な視点で上昇トレンドであることをプラスに捉えていきたいと考えております。

次をご覧ください。これは、性・年代別のグラフでございます。「住みやすい」と感じる人の割合を棒グラフで比較したものでございます。黄色い方が男性、そしてオレンジ色の方が女性になります。男女ともに、18歳から29歳、また30代の若い世代が「住みやすい」と言っている割合が高いという状態でございます。またその一方で、40代から60代にかけて年代が上がるにつれて低くなるという傾向もございます。

次をご覧ください。こちらは、「住みやすい」と感じる人の割合を年代別に分けまして、過去の経年変化を見たものでございます。30代が最も伸びております。また、その次に18歳から29歳が続いております。18歳から29歳、また30代に比べまして、50代、60代の上昇がやや緩やかと言えます。

また、「住みやすい」と感じる人の割合を区別、居住区別にしたものがこちらでございます。まず、北区、浦和区につきましては9割に達しております。大宮区、中央区につきましても9割近い数字を示しております。一方、見沼区、桜区では約8割、また西区、岩槻区では約7割という状況でございます。

「住みやすい」と感じる人の割合を居住区別に分けまして、過去の経年での変化を見たものがこちらのグラフになります。平成21年度の調査と比較しますと、10区全てにおきまして「住みやすい」と感じる人が増加しております。また、北区、見沼区、南区、岩槻区につきましては10ポイント前後上昇しています。

次に、市が行っている施策や事業の「不満が高いもの」について今年度の上位の5つを過去の結果と合わせてみたものがこちらでございます。いずれの項目につきましても、幅の違いはございますけれども、「不満度」については減少してございます。また、ここに表示されていない他の項目も含めまして、全体的に減少傾向にございます。また、「道路・輸送」、「市街地整備」は減少傾向ではあるものの、依然として不満の高い項目となっております。市民が現在直面しております比較的緊急性が高いものは、「不満度」が高くなる傾向がございます。

次に、市が行っている施策や事業の「今後力を入れてほしいもの」、いわゆる「重視度」でございますけれども、この上位の5つの項目を経年で24年、27年、30年で比較をしたものでございます。「高齢者福祉」、「道路・輸送」、「子育て支援」については、平成27年度においてもトップスリーでございまして、ここ数年は、この3つがトップスリーを占めているという傾向が続いております。「道路・輸送」、「市街地整備」は「不満度」でも上位にあり、非常に関心が高い項目であると考えております。また、「重視度」は現在も含め将来に不安を感じる項目が上位に来ているように思います。

最後に、先ごろ人口が130万人を突破いたしました。現在のところ人口増が続いております。そして、今の地域に引っ越してきた方を対象として、「今の地域を選んだ理由」に着目いたしました。この青い棒グラフの方は、さいたま市内からさいたま市内の別の地区に転居された方、また赤い棒グラフにつきましては市外から転入されてきた方でございます。「交通の便がよ

いから」と答えていた方については、市内転居、市外からの転入、両方とも3割を超え、全体結果でも第1位になっております。また、「住宅の価格、家賃が適していたから」が第3位でございまして、「交通の便のよさ」と「適度な住宅の価格、家賃」のバランスのよさがさいたま市の強みではないかと考えております。

そして、「今の地域を選んだ理由」の居住区別の上位3項目についてあらわしたものがこちらの表になります。「交通の便がよいから」が上位を占めているのが北区、大宮区、中央区、浦和区、南区でございまして、いずれの区でも第1位になっております。特に大宮区につきましては49.4%で、他の区と比べても大変高い数字を示しております。また、「子どもたちの教育環境がよいから」は浦和区のみで、第3位にランクインしております。また、「都心に近いから」は南区のみでランクインをしております。それぞれ区の特徴があらわれた結果になっていると思っております。

民間会社の行いました「住みたい街ランキング」では、今年、大宮が9位、また浦和が10位に入りました。また、今年度発表されました「幸福度ランキング」では政令市の中で第2位ということで、前回2年前のときには第1位でしたので、1位下がりましたがけれども、引き続き高い評価をいただいているところでございます。「住みやすい」と感じる人が増加基調であることや施策の「不満度」が減少傾向であることが今回の調査で確認でき、この結果は市の行っている施策に対して一定の成果が出たものであると捉えております。

しかしながら、住みやすさの要素は行政だけではございません。市民や企業の皆様のさまざまなお力添えをいただいたことによってこうした結果が出ていると考えております。私たちとしては、「さいたま市CS90運動」を展開しておりますが、2020年までにこの90%以上という目標に向けて引き続き全庁を挙げて、また多くの市民や企業、団体の皆さんと連携をしながら、さらにこの運動、取組を強化していきたいと思っております。

私からは以上でございまして。

## 議題に関する質問

○ 埼玉新聞

ありがとうございました。

それでは、市長からのご説明につきまして質問のある社は、少し大きめの声でよろしくをお願いします。

○日本経済新聞 日経新聞です。よろしくをお願いします。

定住意向が上昇傾向にあって、あと不満度も下降傾向にあるという説明だったのですが、市の施策が一定の成果が出てきたのではないかとするのは、具体的にどういった成果がこの結果にあらわれてきているとお考えなのか、先ほどの項目ですと、家賃とか交通の便がいいというところが上昇、押し上げ要因になっているのかなという印象だったのですが、ほかの市がやっている施策として、こういうのが評価されているのではないかとこのことがあったら教えてください。

○市長 もちろん市外から転入してきた方は、先ほど言った要因が大きかったと思いますけれども、もう一つ前に説明しました不満度のところで見ますと、今回もそうでしたけれども、不満度がそれぞれいろいろな項目がございますけれども、それぞれの項目がそれぞれ減少してきていることが大きなトレンドとしてございまして、さいたま市を「住みやすい」と言ってくれている割合も毎年1%前後、本当に少しずつなのなのですが、これは長期で見ると上昇傾向が続いているということがありまして、そういった不満度を消すために道路交通網の整備を計画的に進めていたり、さまざまな施策をこれまで行ってきた成果が少しずつ出てきたという側面もあるのではないかと捉えております。

○日本経済新聞 道路についてなんですけれども、今回の発表資料には入ってなくて、いただいた資料に載っているのを見ると、どこの区でも大体安全に通れる道路が欲しいという項目が上がっていて、たしか例年この項目がどこの区でも高いと思うのですが、そこはどのように取り組んでいかれるのか、大きな課題かなというふうに私は認識しているんですけど、市長はどうお考えでしょうか。

○市長 1つは、今後歩道の整備を含めて通行している方が安全に通れる環境、これは歩行者だけではなくて、自転車も含めてになると思いますけれども、そういった対応を歩道の整備、あるいは自転車道の整備、そういったことも含めて道路整備について行っていくことの必要性が数字にあらわれているのだらうと考えております。いずれにしても、道路整備についてはさいたま市

にとって大変大きな課題であると考えています。今は、比較的大きな道路であったり、あるいは身近な道路を重点的に整備をしてございます。今後も基本的なところについては、方針はそういったことで進めていきますけれども、やはりその中間的な規模の道路の整備についても、歩道の整備を含めて重要な視点であると思いますので、今後そういった視点も十分踏まえて施策あるいは計画をつくっていく必要があると認識しております。

○ 東京新聞

東京新聞といいます。

今の数字の中で住みやすいの居住別の10区ごとの数字、一番上が9割なんですけれども、西区と岩槻だけ70%そこそこ。これはいろんな課題が長年あるのかと思うのですが、市長が考える低い要因というのはどういふのでしょうか。

○ 市長

まず1つは、交通の利便性の問題が大きいかと思います。これは鉄道もそうでありまして、あと鉄道も含めて公共交通ということになるのだろーと思っております。その要因が一番大きいと思っておりますが、あわせて駅に近い区、浦和区、大宮区、あるいは中央区もそうですけれども、そういったところの満足度が高いという結果からもそういったことが言えるのかなと思っております。

○ 朝日新聞

朝日新聞です。

今の住みやすさの関連で言いますと、日経さんもお話しになりましたように、交通の便がよいとか、宅地としての適地というような問題については、やはり極めて民間の整備の要因が大きくて、例えば教育環境がすぐれているとか、あるいはお年寄りにとって非常にそういった施設が整っているとか、自治体が直接何か下した、そういった施策が評価されている住みやすい、あるいは地域を選んだという理由には上位に入っていないという実態があるということですね。逆に言えば、これから重視してほしいというのは、やはり高齢者福祉とか子育てとか、そういうものが残っているということは、むしろ民間の施策、民間の力、それから地の利、そういったものに負っているところが多くて、市の役割として余り見えてこないというのがこの調査の結果ではないかと思っておりますが、この辺を市長はどう考えますか。

○ 市長

1つは、先ほども申し上げましたとおり、それぞれの項目で見ますと、直接の移転をした要因については今言ったようなところが中心でありますけ

れども、特に「住み続けたい」という割合が86.1%ということで過去最高の数字になってきています。これは、やはりそういういろいろな要因から住み、そして住んだ結果がやはり「住みやすい」と感じたことによるものであると認識をしておりますので、その関連で言いますと、先ほど来お話をしておりますが、不満度というものが減ってきていると。これは、行政の側で着実にいろいろなものを計画立てて、政令指定都市に移行以来、着実に進めてきて、その成果が少しずつ出てきたという結果であると考えておりますので、そういうことをご理解をいただければと思います。

またあわせて、その幸福度ランキングで第2位であるとか、こういったことなども含めて総合的に、行政的にも施策としてもいろいろな施策をこれまで政令指定都市に移行して以来、あるいはそれ以前からも含めて、そういった政策が着実に花が開いてきているという状況であるという認識を持っております。

○ 時事通信

時事通信です。

先ほど2020年までにCS90運動、90%を超えることを目的にということだったのですが、現状1ポイントずつ毎年上がっているかとは思うのですがけれども、ちょっとこのままいくとまだまだ厳しいのではないというのがあるんですけれども、今後それを達成するためにどういったところに重点を入れていくのでしょうか。

○ 市長

基本的には、これまで進めてきております「総合振興計画」をベースにしながら、特に重視して進めております「成長加速化戦略」、あるいは「しあわせ倍増プラン」、こういったものを重点的に施策として実施をしていくなしながら、その成果につなげていこうということでもありますけれども、これは私たち行政としてのスタンスというか、捉え方でもありますけれども、これが「行政がいいですか」、あるいは「行政サービスがいいですか」ということについてのお答えではありません。ですから、行政だけではなくて、先ほども申し上げましたけれども、市民の皆さん、あるいはいろいろな団体、自治会を初めとするいろいろな団体の皆さんのご協力があり、また最近では包括協定などを結んでいただいて、大学や、あるいは企業の皆さんにもご協力をいただきながら住みやすいまちづくりというのを進めております。したがって、私たちとしては、行政は行政として着実に計画を進めていくということ

はもちろんでありますけれども、あわせて市民の皆さんやいろいろな団体、企業の皆さんとさらに連携を強化して、より住みやすいまちをつかっていこうと考えているところでありますし、また市が進めているさまざまな施策、あるいは方向性、考え方について、まだまだ十分市民の皆さんにお知らせができていない、ご理解していただけていない部分もあろうかと思っておりますので、そういった広報的な、みんなで取り組んでいく中でこのCS90につなげていきたいと思っております。

○ 共同通信 共同通信と申します。

「住みやすい」、「住み続けたい」の、性・年代別のところで、年代が上がるにつれて低くなる傾向があると先ほども市長もおっしゃったと思うんですが、年代が上がるにつれて住みやすいという傾向が低くなるというふうに先ほど市長がおっしゃったかと思うんですが、一方で今後特に重視する施策は高齢者福祉ということで、その関連性であるとか、どういう要因が考えられるかということをちょっと伺いたいと思っております。

○ 市長 現状としては、さいたま市は65歳以上の比率等について言うと全国平均よりも5%近く下回っているという状況になりますけれども、しかし今後高齢化のスピードということでは、さらに急激に高齢化が進んでいくという状況下でございます。団塊の世代の皆さん、あるいは団塊ジュニアの世代の皆さんがさいたま市にたくさん住んでいただいておりますので、そういった時代にもしっかりと対応できるような行政サービスであったり、あるいはまちづくりであったり、そういったものについてまだまだ不安を持っておられる方々も多くいらっしゃると思っておりますので、そういったことも含めて私たちとしては行政的に取り組んでいく必要があると認識しております。

**幹事社質問：**

- ① 今年1年を振り返って。今年の漢字「展」に込めた思いについて。
- ② 大宮区の風俗店の火災から1年経ったが、原因究明や再発防止など、現在の状況について

○ 埼玉新聞 それでは、幹事社として代表質問をさせていただきます。質問はまとめて行いますので、よろしくお願いいたします。



質問は2問ございます。まず1点目、今年1年を振り返っていただいて、市にとってどんな1年でしょうか。また、市長は今年の年頭に今年の漢字ということで、発展の「展」ということで発表をされました。どこまでも伸びる、広がるという思いを込めたということでしたが、この漢字に込めた思いはどのように達成されたかお聞かせください。これが1点目です。

2点目が、昨年の12月17日、大宮区の風俗店で5人が亡くなる火災がありました。市のほうでも特別査察を行うなど原因究明、再発防止に努めていると思いますが、現在の状況についてお聞かせいただけますでしょうか。以上2点です。

○ 市 長            それでは、幹事社質問に順次お答えしたいと思います。

まず初めに、今年1年についての所感についてからお答えしたいと思います。今年には本市が政令指定都市に移行してちょうど15年を迎えた節目の年でございます。1年を振り返りますと、節目となる印象的な出来事が多かったと思っております。

まずは、本市の人口が130万人を突破したこと。本市は平成13年の3市合併によりまして約103万5,000人を擁する大都市として誕生いたしました。その後、政令指定都市へ移行し、旧岩槻市との合併を経まして、ついに人口が130万人を突破したということであります。このことは、市民の皆さんや事業者、また企業の方々がそれぞれの立場で地域づくりにかわり、そのことが魅力あるさいたま市として市の内外の方々に受けとめていただいている結果だと考えております。今後も多くの方々に本市を選んでいただけるように、「住みやすい」、また「これからも住み続けたい」と思っただけのまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、今年を振り返りますと、4月に子ども家庭総合センター「あいぱれっと」が開設いたしました。「あいぱれっと」は、子ども、家庭、地域の子育て機能を総合的に支援するために設置をしました「子育て楽しいさいたま市」の実現のためのまさに拠点となるような、シンボルとなるような施設であります。また、8月には年間を通じて長時間の預かり保育を実施する私立幼稚園を「子育て支援型幼稚園」として、初めて17園を認定いたしました。

「子育て支援型幼稚園」は、子どもを預けたい共働き家庭などでも通える幼稚園を認定することで保育園以外の選択肢も選べる子育て環境を創出する

取組でございます。今後もハード、ソフト両面での子育て環境の充実を図ることで「子育て楽しいさいたま市」の実現に向けて前進をしてまいりたいと考えております。

次に、7月に「大宮駅グランドセントラルステーション化構想」を策定しました。策定する過程では、学識経験者の方々、また地元まちづくり団体、交通事業者、また関係行政機関、駅利用者をはじめ広く市民の皆様などからご意見をいただき、構想に反映させていただきました。今後はこの構想をもとに、大宮駅周辺街区のまちづくり、交通基盤整備及び駅機能のさらなる高度化を三位一体で推進してまいります。また同時に、東日本の玄関口としての大宮の機能を高め、本市が東日本全体の発展に寄与する拠点となるよう市民の皆さんとビジョンを共有し、構想の実現に向けてさらに前進してまいりたいと考えております。

また、6月には2018 FIFAワールドカップロシア大会におきまして、本市と関係の深い監督、また選手が活躍し、私たちさいたま市民や日本全体に夢と希望を与えてくれました。日本代表チームを16強に導いた本市出身の西野前日本代表監督をはじめ、同じく本市出身の川島選手、浦和レッズに所属しております槇野選手、当時浦和レッズに所属しておりました遠藤選手にはスポーツ特別功労賞をお贈りいたしました。かつて浦和レッズに在籍をしていた選手の活躍も含め、今回のロシア大会は、「サッカーのまち さいたま」の歴史と人材の厚みが結実した大会ではなかったかと考えております。このロシア大会の経験が大いなる遺産として受け継がれ、「サッカーのまち さいたま」、また日本サッカーのさらなる飛躍につながっていくことを心から願っております。

次に、今サッカーの話題を出しましたが、さらに2つのうれしい出来事もございました。1つは、11月に市立浦和南高等学校が17年ぶりに全国高等学校サッカー選手権大会への出場を決めたことでございます。全国高等学校サッカー選手権大会優勝3回を誇る古豪の復活は、市民に大きな喜びと希望を与え、私も大変うれしく思っております。

また、今月9日に埼玉スタジアム2002で行われました天皇杯JFA第98回全日本サッカー選手権大会におきましても、浦和レッズが12大会ぶりに前身のチーム時代を含め7度目の優勝を果たしました。この優勝によっ

て、浦和レッズがアジア王者に輝いた2017年以来2年ぶり7度目となるAFCチャンピオンズリーグに来年出場することになりました。両チームの選手の皆様には、「サッカーのまち さいたま」の誇りを胸に、さらなる高みに向けてますます活躍されることを期待しております。

次に「展」に込めた思いをどのように達成されたかというご質問でございますが、今年の年頭の記者会見では平成30年の漢字として「展」という字を掲げました。これは、発展、展開、進展、展望と、さらにどこまでも伸び広がるという思いを込めて「展」という字を掲げさせていただきました。これは、3年後の2021年にはさいたま市が誕生してからちょうど20年が経ち、成人期を迎えるさいたま市となることから本市を中長期的に展望してさまざまな計画を展開し、新たなステージに発展していくことが必要との思いからでございます。今年、このような取組にかかるスタートの年でもございました。新たに策定いたしました「さいたま市総合振興計画 後期基本計画 後期実施計画」や、「しあわせ倍増プラン2017」、「さいたま市成長加速化戦略」等の計画を着実に推進してまいりました。今年、市民一人ひとりが幸せを実感でき、誰もが住んでいることを誇りに思えるまちの実現に向けまして着実に計画を展開して、市民意識調査におきましても「住みやすい」、「住み続けたい」という市民の割合が、先ほどもご説明しましたが、過去最高となるなど、しっかりと結果を残せた1年であったと感じております。

続きまして、2問目でございます。大宮区風俗店火災から1年経過した中での現状についてということでございます。火災から1年を迎えました。昨年12月の大宮区での火災は、5人もの尊い命が失われました。これは、まことに残念なことであり、心からご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

12月20日の報道では、火元建物の経営者ら4人が業務上過失致死の疑いで書類送検されたと聞いております。さらに今後の動向を見守っていきたいと思います。原因究明につきましては、警察機関の捜査と並行しながら調査を継続している段階でございます。

なお、火災から1年が経ちましたが、現在のところ原因の特定には至っておりません。その理由は、警察機関が捜査中でございますので、火災原因調査も完了していないという状況でございます。

査察指導、再発防止についてでございますが、火災の直後は消防局、また建設局と埼玉県警が連携をしまして、昨年12月19日に特別査察を実施いたしました。その結果、19店舗中14店舗に違反があり、それを指摘したところでございます。それらの違反につきましては、翌年の3月16日に全て改善されたということでございます。

なお、今まで2年に1回だった風俗店の査察を1年に1回実施することといたしまして、今年10月16日から18日にかけても、消防局と建設局が連携をして査察を実施いたしました。その結果、19店舗中5店舗に違反を指摘したところでございます。それらの違反につきましては、12月4日までに全て改善されたということでございます。

さらに、消防局では風俗店への事前連絡をしない無通告での査察の実施を検討していると聞いております。また、関係団体や関係者との連携、理解を深めるために、1月18日には管轄の大宮消防署が類似施設の関係者に対しまして、防火講話を実施いたしました。23名の参加がありまして、参加者からは「今後も火災の再発防止に努めていきたい」というコメントをいただきまして、防火管理意識の向上につながったものと認識をしております。

また、既存不適格建築物についてでございますが、建築基準法は、これまで大きな事故や災害を受けて、その都度規制が強化される改正が行われてまいりました。火災のありました建物周辺の類似施設の多くは、昭和40年代から50年代にかけて建築されているため、防火・避難上の規定に関しては、ほとんどの建物が既存不適格建築物であると認識をしております。

本年の査察では、適正な維持管理の指導のほか、現行法において義務づけのある規定に関するチラシを作成しまして、管理者の方への説明を行うなど、現行法に適合させることの重要性について周知をしたところでございます。再び同様の災害を発生させないためにも、引き続き査察の実施などを通じまして施設関係者の防火管理意識の向上を図り、関係部局や関係団体と連携し、再発防止に努めていきたいと考えております。

以上です。

○ 埼玉新聞 幹事社の代表質問についての質問がございましたら、よろしくお願ひします。

それでは、そのほかに質問がある社は、挙手の上よろしくお願ひします。

## その他：9条俳句の掲載について

- 東京新聞 東京新聞です。
- 先日、9条俳句の掲載を教育長が発表されました。これに至った経緯と、あと市長の考え、最高裁の上告が退けられたことも含めて、どういった考えをお持ちになったのかお聞かせください。
- 市長 これまでの経緯、対応については、これは直接の権限を持っております教育委員会のほうでお話をさせていただいたほうが適切かと思っております。そちらにお任せしたいと思いますが、見解について申し上げたいと思います。
- 司法の最終的な判断が先日下されまして、国家賠償法上、違法とされた点につきまして、大変重く受けとめております。さいたま市の代表者として、お詫びを申し上げたいと思っています。
- 以上です。
- 産経新聞 産経新聞です。
- 原告側が再三にわたって市長に会いたいとか、今の段階では市長から直接謝っていただきたいみたいに主張していることに関しては、どういうふうに受けとめていますか。
- 市長 現時点で、直接作者の方とお目にかかるということは考えておりません。
- また、今回の案件につきましては、公民館等にかかわる社会教育に関する事項でございますので、地方教育行政法上、公民館など社会教育に関することについては、教育委員会に権限がございます。私、市長部局については、それらについては権限がございません。したがって、教育委員会の中で判断をされて、対応されていくということが、基本的には望ましいということになりますので、そういった判断の中で対応してきたということでございます。
- 朝日新聞 朝日新聞です。
- 今の地方教育行政法上の権限が市長にないというのは、どういう意味ですか。
- 市長 地方教育行政法第21条に、「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する」というものがございます。
- そして、その21条12号のところに、「青少年教育、女性教育及び公民

館の事業その他社会教育に関する事」というのがございまして、それを所管するというか、管理し、執行する権限は、全て教育委員会でございます。この22条以降に、地方自治体の長が持っている権限について規定されておりますが、これは予算を提出する権限であるとか、契約上の問題であるとか、教育委員会改革が数年前に行われて、教育の中立性というようなことが言われましたけれども、教育委員会の所管する事務については、そういったものが独立的に行われるべきということの中で、法律的にこれが規定されておりますので、その中で対応すべきだというお話でございます。

○ 朝日新聞      それは、ちょっと私も不勉強で申しわけないですけども、例えば大きな人権侵害の訴訟などで国が、直接首相が、例えばハンセン病であったりとかB型肝炎とか、ああいうときに厚生労働省が所管している問題ですけども、別に厚生労働省の人たちが謝罪するわけではありませんよね。それだけではありませんね。

○ 市 長      もうちょっと厳密に言いますと、市長部局は、例えば保健の部門とか都市計画とか、いろいろな部門がありますけれども、教育委員会は市長部局から独立した存在として、政治的な中立性ということが担保されていなければならないということになっております。その中で、ただ総合教育会議というものの中で、全体の方向性とか、そういったことについては首長も関与できるということになって、今、総合教育会議というのが行われております。

そして、私たちができることは、契約であるとか、予算を提出する権限であるとか、そういったところはございますけれども、この公民館の運営等、社会事業に関するもの、事業は、市長の権限ではないということです。ですから、私のほうにいろいろな形で申し入れをされても、私としてはそれに対して申し上げることができないという立場であるということ、ぜひご理解をいただきたいと。

○ 朝日新聞      被告に相当しないという意味なんですか。

○ 市 長      先ほども冒頭申し上げました国家賠償法上の対象としては、さいたま市を代表して市長である清水勇人が被告側に今回なったわけですが、直接の権限ということについていうと教育委員会が所管する事案であると、こういうことなのです。

地方教育行政法の第21条12号でございます。それから、22条以下に

地方公共団体の長としての権限が、その下にも幾つか書いてございますので、それに従ってということでございますので、ご理解を頂戴したいと思います。

- 朝日新聞      あと、これはちょっと角度を変えた話ですけれども、以前住民訴訟で滋賀県の高島市かどこかが、やはり訴訟で敗訴したときに、訴訟費用を原告に請求するという、そういったことがありましたけれども、今回に関してさいたま市が原告に訴訟費用を請求するというようなことはないと考えていいですね。
- 市 長      訴訟費用については、今回は、基本的にはそれはありませんし、訴訟費用については、さいたま市側が負担するとなっていたのではないかと思います。それがちょっと確認します。
- 朝日新聞      本来的にはそういうことであるはずなんです。そこでその自治体では原告に求めるというようなことがあったものですから、大変問題になったんですけれども。
- 市 長      そういったことは考えておりません。
- 朝日新聞      あと、市長のほうで、今後の教育委員会の教育長から、いつごろ謝罪するとか、どういう掲載の計画であるかというようなことについて報告を受けていますでしょうか。受けているのなら、その辺についてお話しいただければと思います。
- 市 長      教育委員会からは、ちょうど(教育長が)記者会見を行った25日の日に、作者に謝罪をするというお話と、俳句を掲載する方向性で検討していきたいというような報告はございました。  
私も先ほど来言っているように、直接私どもの権限ではありませんけれども、そういった方向性について伺っているんで、適切に対応してほしいと、こういうことで考えているところでございます。
- 朝日新聞      それ以上の、その後のスケジュールとかについては。
- 市 長      細かい数字については、まだ報告を受けておりませんので、これから恐らく具体的にどういう対応していくかということについては、教育委員会の中で議論されて、適切な対応がなされると伺っておりますし、そうされると考えております。
- 時事通信      時事通信です。  
いろいろ所管は教育委員会ということだと思っておりますけれども……

- 市長 言葉の使い方を明確にしたいと思うんですけども、所管ではなくて、権限を持っているのが教育委員会ということなんです。例えばまちづくりとか、要するに福祉の分野とか医療だとか、そういった分野は市長部局にあります。それで、その権限は執行権者であります、私が権限を持っておりますから、いろいろな形で意思決定に関与するということは明確にできてくるわけですけども、何度も申し上げていますが、社会教育に関することについては、今私が申し上げているように権限がないのです。ただ、総合教育会議のように全体の方向性を示すというところについては、首長が主催をしてやることについては認められておりますので、そういった地方教育行政法のいただいている権限の中で、今私たちは事務の執行を行っているということでございます。所管というと、私が管理している中での所管のお話と、権限があって所管があるというものと、権限そのものがないという部分があるので、そこはちょっと誤解があってはいけないので、あえてそこだけご理解いただいて、ご質問いただければと思います。
- 時事通信 改めてなんですけれども、訴訟も大分長期間経過したと思うんですけども、そのことに関してはどうのように考えていらっしゃるのでしょうか。
- 市長 そういう意味では、双方の考えに隔たりがあって、なかなか合意ということができずに裁判になったわけではありますが、結果として法的な解決によって双方納得できるものになったのではないかと考えておりますので、司法による解決というのは、そういった過程が必要であったと考えております。
- 毎日新聞 毎日新聞です。  
冒頭で市長が、さいたま市の代表者としておわび申し上げたいとおっしゃったのは、それは原告に対して。
- 市長 そうです。国家賠償法上のさいたま市側の代表者として、違法な行為があったということについては私から申し上げるべきだと思ったので、申し上げさせていただきました。ただ、具体的に掲載をどうするか中身などについて、私がそれに関与してどうすべきとか、申し上げる権限はないということだけは、ご理解くださいということなのです。
- 毎日新聞 違法とされた点についてお詫びをされたという、その違法とされた点というのは、原告の主張、思想、信条を理由に不公正な取り扱いをした、掲載しなかったという点について。



- 市 長 判決に示されたとおりでと認識をしております。
- 毎日新聞 わかりました。  
以前の記者会見でも、職員の対応はおおむね適正だったと市長はずっとおっしゃられてきましたが、この判決を受けて、その点についてはいかがでしょうか。
- 市 長 そのときも、必ずしも十分な対応であったとは思わないけれども、違法性ということについては、そこまではないのではないかという思いで、おおむね適切であったという言い方を申し上げました。しかしながら、今回最高裁で判決を示されて、違法性があったと指摘を受けたわけでありますから、私たちはそれをしっかりと受け入れて、それを前提にさまざまな対応が行われるべきと考えております。

### その他：重度障害者の就労中の重度訪問介護の利用について

- 毎日新聞 ちょっと別の話題なんですけれども、重度障害者の重度訪問介護の就労中の重度訪問介護の利用につきまして、12月の議会で市長は、国のほうで対応がなされない場合は、市で独自の支援を検討するというふうにおっしゃっていました。その後、12月25日に国の対応の決定、先送りされるという方針が出たかと思うのですけれども、それを受けまして、市の独自支援は開始されるということも決定されたということでしょうか。
- 市 長 議会で答弁をさせていただいた方向性で、検討を進めているということです。
- 毎日新聞 市の独自支援を始めるという方向で検討を進めて。
- 市 長 そうということです。
- 毎日新聞 わかりました。  
これがもし始められたとすると、全国で初めてということになりますか。
- 市 長 そこは、確認をしたいと思います。(会見後補足：全国初となる。)
- 毎日新聞 独自支援の開始の時期や、対象者などについてはどうですか。
- 市 長 それは、現在検討しているところです。
- 毎日新聞 来年度からとか。
- 市 長 それも現時点では申し上げられませんが、現在検討しているところ

でございます。

- 毎日新聞 濟みません。大まかな支援の概要というのは、就労中の重度訪問介護で、その部分が利用できない分に関しては、市が独自財源で重度訪問介護を受けられるようにするサービスを提供するという理解でよろしいのでしょうか。
- 市長 基本的にはそういう方向ですけれども、いずれにしても細かい制度設計、中身については、現時点では申し上げられる段階ではございませんので、もう少しお時間をいただいて、その上でお答えをしたいと思います。
- 毎日新聞 いきなり全ての人というか、を対象にした事業とされるのか、それともモデル事業的な。
- 市長 その辺も、申しわけございません。今、制度設計等も含めて検討しているところでございますので。
- 毎日新聞 重度障害者の方の重度訪問介護を受けていらっしゃる方の就労や社会参加の必要性について、市長のお考えを教えてください。
- 市長 さいたま市は、政令市で唯一ノーマライゼーション条例（正式名称：誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例）を持っている市であります。やはり障害のある方々が積極的に社会参加がなされ、また障害の度合いに応じて、働くことも可能になるという地域社会をつくっていくことが、必要であると考えております。

私たちとしては、このノーマライゼーション条例をつくることがその目的ではなくて、そのノーマライゼーション条例で掲げている社会を少しずつではありますけれども、実現に向けて取り組んでいくということが必要であると考えております。

今回、その重度障害者の方々にも積極的に社会参加をしていただきたいし、働くことの喜びであったり、生きがいであったり、そういったものをぜひ感じていただきたいという思いを持っておりますので、その中で私たちが、どうそれをサポートできるのかということについては今後、現時点では、国ではすぐにできないという状況でございますので、私たちがやれる範囲の中で、どこまでできるのか、そういったものを検討している状況でございます。

**その他：平成30年12月定例会での吉田一郎議員の発言について**

- 産経新聞 12月議会で、吉田一郎市議が、この議案に賛成する議員はペテン師だという発言をして、不適切だということで発言というか、討論を中止されたことがあったと思うのですけれども、それに対して何か受けとめがあれば教えてくださいというのと、あと吉田市議は、条例案だけ継続審査にして、予算案に盛り込んでいるというところに対して反発していましたけれども、この吉田市議の意見についても何か、統一地方選待ってからやるつもりだなんて言って批判していましたけれども、これについても何か意見があれば教えてください。

- 市長 今の質問にお答えしたいと思います。
- まず、1点目の表現の仕方については、適切ではなかったと思っています。違う形の表現もできたはずではないかなとは思っています。
- それから、後者の点については、私からコメントするのは差し控えたいと思います。

### その他：年末年始の過ごし方について

- 埼玉新聞 最後に1点だけ、幹事社から。
- 年末年始の過ごし方について市民に一言。今年、交通死亡事故多発非常事態宣言が出されたり、非常に交通事故の多い1年でしたけれども、年末年始の過ごし方につきまして、何か市民の皆様メッセージございましたら。

- 市長 今年も、今お話のとおり交通死亡事故は恐らく2年続けて非常事態宣言をしたのではないかと記憶しております。やはり交通事故、あるいはこれから寒さ厳しくなる中で、火災という問題もございます。くれぐれも火災や交通事故に気をつけていただいて、1年の締めくくりと、また新たな希望に満ちた1年を過ごしていただくための新年をお迎えしていただきと思います。

平成最後のお正月ということになりますので、そういう意味も含めて安全に、また楽しく年末年始をお過ごしいただきたいと、このように思っております。

- 埼玉新聞 以上をもちまして本日の記者からの質問を終了させていただきます。

- 進行 以上をもちまして市長定例記者会見を終了させていただきます。

次回の開催は1月7日月曜日、11時からを予定しております。本日はあ

ありがとうございました。

午後2時27分閉会

※この議事録は、明らかな言い直し、重複した言葉遣い、話し言葉などを読み易く整理したものを掲載しています。なお、会見後追加・訂正・補足等された文言等については（ ）とし、下線を付しています。